

敦煌吐魯番「発病書」小考

— ロシア・ドイツ蔵文献の試釈と『占事略決』との比較を通して

岩 本 篤 志

はじめに

敦煌文献には占術的な観点から病の治療法を示したものがいくつもある。そのような内容は当時の人びとの世界観や地域社会のありようを知る上で貴重な史料となりうる。

本稿で取り上げる敦煌文献「発病書」（以下、敦煌発病書）はまさにそのひとつといえるものである。唐代政治制度の基本史料『唐六典』に宗廟・祭祀をあつかう太常寺太卜署の職掌のひとつである「用式之法」の注として「発病」を占うことがあげられており、本書はその題名から関係があるものとみられる。この敦煌「発病書」の一点であるP二八五六の卷末題記には「発病書」であることが明示され、かつ咸通三年（八六二）の紀年があり、唐代律令制下における太常寺太卜署の機能とその占術の様態を知る手がかりともなると思われる。

敦煌発病書は近年、比較的多くの研究者から注目されるようになり、分析が進められている。まず二〇〇一年に公刊された黄正建『敦煌占卜文書与唐五代占卜研究』⁽¹⁾は、敦煌文献の断卷の整理と比較の観点からその占術の内容

や構成をあきらかにした。ついで二〇〇三年に Donald Harper (以後、ハーパーと表記) は黄正建をうけて、敦煌発病書の断巻を網羅的かつ仔細に分析し、それが行年、建除、六壬などの仕組みを利用していることを指摘したうえで、数種の異本の相互関係をあきらかにした。二〇〇五年に発表された同氏の英語論文は二〇〇三年の仏語論文をふまえて「発病書」に関する分析をやや簡略にまとめ、禄命に関する文献の分析とあわせたものである。⁽²⁾ ついで二〇〇六年に発表された劉永明「敦煌道教世俗化之路——敦煌「発病書」研究」はハーパーの研究に言及しないものの、黄正建を承けて発病書を細分類し、道教の流れを汲む占病書として、また敦煌土着の疾病観をうかがう史料として位置づけた。⁽³⁾

このほか、ドイツ蔵吐魯番(トルファン)もしくはトゥルファン) 文献を精査した栄新江が数点の発病書の類をみだして擬題を付している。⁽⁴⁾ また、二〇〇八年に李応存等はロシア蔵「発病書」関連文献の全釈文をはじめて提示したが、先行研究の成果を活かしておらず、釈文や資料全体の理解には多くの問題点が散見される。

敦煌文献は発見後まもなく各国に分蔵され、整理や公開に時間を要したため、各資料の確認が容易となったのはごく最近のことである。また、分野別に研究がすすめられてきたため細分化が著しく、本資料のように同種の文献を扱っているにもかかわらず、異分野の研究者の成果が十分参照されずに研究が進められる状況がまま生じる。

筆者は二〇一一年二月、二〇一二年二月の二度にわたってサンクトペテルブルクのロシア科学アカデミー東洋学研究所に所蔵される敦煌文献の調査をおこなったほか、二〇一二年九月にドイツのベルリン国立図書館にて二〇世紀初頭にドイツ探検隊が高昌故城および吐峪溝より搬出した吐魯番文献を閲覧し、これら「発病書」関連資料を調査する機会を得た。

本稿では先行研究の知見を整理して網羅的に断片の文書番号を示すとともに、残された問題点を中心に論じるこ

とで、九世紀前後の東アジアにおける疾病観・世界観の一端をあきらかにする一助としたい。

1 先行研究の整理と問題点

では先行研究の知見を整理しながら、発病書の紹介をしていくことにしよう。

まず黄正建はその著書において、敦煌発病書として、P二八五六、P二九七八V、P三〇八一、P三〇八一V、P三四〇二V、P三五五六V、S一四六八、S六一九六、S六二二六、S六三四六、 Πx 一二五八、 Πx 一二五九、 Πx 一二八九、 Πx 二九七七、 Πx 三二六二、 Πx 三二六五、 Πx 三八二九、 Πx 五〇六Vの十七件（両面が関わるP三〇八一是一件と数えた）をとりあげ、発病書もしくはそれに類する文献を「占病」類とした。なお、黄正建は Πx 一二五八、一二五九、一二八九、二九七七、三二六二、三二六五、三八二九を一連の文献として扱うので計十二件と数える。

黄正建が著書で最初に取り上げたP二八五六は断卷ではあるが、かなりの分量が残っており、記された十種のうち八種にはその論理にふさわしい題名（見出し）があり「発病書」研究の基本的な一点とみなされる。また、P三四〇二Vからは五種の占法をみだし、そのうち三種がその論理や語彙からP二八五六と重複する占法であることを指摘している。また、発病書が『唐六典』太常寺太卜署の職掌のひとつである「発病」を占うことと関係する可能性をはじめて指摘し、その他の発病書断片との関係もおおよそあきらかにした。すなわち、断卷の間に完全に一致する占文は少なく、同一写本もしくは同系統の写本は比較的少ないものの、見いだされる論理や語彙の相似からそれらを細分類が可能（後掲の表を参照）であることを示した。黄はその一部には陰陽五行や天体運行に関する知

識を組み合わせた六壬式と関わりがある語彙や論理が用いられていることを指摘しており、占法の史的展開を考へる上でも興味深い。

これをうけて、ハーパーと劉永明はそれぞれの占法を分析し、その他の発病書断片がその技法から見てどの占法に属すかを詳述した。ハーパーはそれが「十干」「十二支」「陰陽」「四神」はもとより「行年」「建除」「六壬」などの仕組みを利用したものであること、それらがこれよりも時代をさかのぼる道教系文献とあい通じる部分があることと、新たにⅡx五九二四、P四七三二Vなど数種におよぶ異本断片の相互関係をあきらかにし、くわえてドイツ蔵の吐魯番文献から「発病書」とみなされる二点を紹介した。⁹⁾

劉永明はハーパーには言及しておらず敦煌文献に扱いを絞るが、その分析は詳細である。特に敦煌発病書がもつ道教的要素に注目し、『太平経』や『雲笈七籤』『千金翼方』等との比較からこの史料が道教史研究にしめる重要性を強調している。また敦煌発病書として残存するものに複数の異本が確認できるものの、条文間の矛盾など洗練されていないことをふまえて、中原の影響を受けつつも敦煌の地域性を反映したものとし、抽出された病名に当時の敦煌の人々の疾病観をみた。そのほか劉は先行研究があげていなかったⅡx五一九三、Ⅱx六七六一（両面）なども占病書であるとし、杏雨書屋所蔵の敦煌文献・羽一五が、発病書の「推年立法」（後掲の表でBにあたる）にほぼ相当する内容であることをも示した。また、発病書から病因に関わる神霊として「司命、竈君、北君、土公、社公、丈人、宅神、樹神、天神、高貴大神」、鬼類として「司命鬼、客死鬼、星死鬼、無後鬼、斷後鬼、溺死鬼、狂死鬼、獄死鬼、女子鬼、女祥鬼、兵死鬼」を抽出し、発病書に示された十二月将（六壬式に関わる）について詳細な分析もおこなっている。¹⁰⁾

以上、おおまかな紹介ではあるが、先学三者の知見に本論の見解も加えたかたちで表1に発病書の占法の細分類

表1 『発病書』の細分類

A.	推男女年立算厄法（擬） 年令を軸として年ごとに男女の「算」「厄」を示す。占文例：男立辛亥竿有二忌井。	P二八五六・P三八九六V
B.	推年立法 年の十二支の順に一支毎に上に符を記し、下に占文を示す。占文例：年立丑人、忌六月十二月、帯此符大吉。年立丑青色人、衰十二月丑日六月未日。（なお、P二八五六は末尾に身体の各部に「木」「土」「中」また病人の周囲に「天子」と記すと吉とする占法を付記）	P二八五六・P三四〇二V・ P二九七八V・羽一五
C.	推得病日法 日の十二支順に病人の容態等を示す。六壬占にみられる十二神将と鬼の名と対処法が示される。占文例：寅日病者不死、寅者功曹天上主當土萬物、故知不死、女輕男重。	P二八五六・S六二一六・ Hx五〇六V+・Hx五一 九三・Hx一二五八+・Hx 四二五二・P四七三三V・ Ch三一四八・U三八八七
D.	推初得病日鬼法 日の十二支の順に符と占文を示す。占文にはそれぞれに関わる鬼の名が示され、各占文末文は「此符朱書」（吉、大吉、急急如律令のいずれか）となる。	P二八五六・S六二一六
E.	推得病時法 時の十二支の順に符を記し、病人の容態等を示す。六壬占にみられる十二神将が用いられている。占文例：亥時病者男輕女重。功曹病。功曹者天之五官、主生命不死。	P二八五六・P三四〇二V・ S六三四六
F.	推十二祇得病法 建除（十二直）の順に病人の容態等を示す。占文例：建日病者、犯東方土公文人索食。祀不了有龍蛇爲恠。家親所爲。解之大吉。七日差。	+ P二八五六・P三四〇二V・ S六三四六・Hx一二五八
G.	推四方神頭脇日得病法 四神の頭・脇・足などの順に記される。ただし朱雀にはそうした区別はなく、また玄武の記述がない。占文例：白虎頭日 二日九日十七日廿四日。	P二八五六・S六三四六・

H. 推五子日病法	符を示し、日の干支毎に病人の容態、鬼との関わり合いを示す。五子日とは「甲子・丙子・戊子・庚子・壬子」のような五通りの組み合わせ。他支も同様に記されている。占文例：甲子病者、至庚午差。星死鬼所作求之、吉。	P二八五六・Ch四六八
I. 推十干病法	十干を二つ一組（甲乙など）として病の吉凶を示す。占文例：甲乙日病者青色凶。非其色吉。	P二八五六・P三五五六・P三四〇二V
J. 推人十干支生人受命法 （擬）	十二支の順に遊年・五厄・受命などを示す。占文例：午生人年九・十八・卅四・五十四・六十一・五厄不死、受命九十、得五子力。	P二八五六
K. 推五行日得病法 （擬）	符を二つ示し、日の五行（金木水火土の順）と男女いずれかによつて容態および吉凶を示す。占文例：金日病者、男凶女吉、金は白虎、故知男凶女吉、以火着病人頭邊、吉。	P三四〇二V・S六一九六
L. 推十二月病厭鬼法 （擬）	病の原因となる鬼がどの方角からくるのかを十二ヶ月の順で示す。占文例：正月病者、鬼從南來。	P三四〇二V・S六一九六
M. 推十二時得病輕重法 （擬）	時の十二支の順に病因となる鬼について他の占法以上に詳述される。占文例：戌日病者、鬼姓清、名仲卿、十五鬼、右人家宅西北下崖孔中。	V S一四六八・Ch一六一七
N. 十二時厭法 （擬）	時の十二支順に病人が平癒するためになすべきことを示す。占文例：寅日得病者、須死人骨一枚、大豆三升、生鐵十斤、取子上土四升作泥、置申上去舍七十步亦七步、即差。	S一四六八
O. 十二時病男女輕重法 （擬）	時の十二支の順に男女いずれの病が重くなるかを示す。占文例：子日病者、女重男輕。	S一四六八

を提示し、表2に劉永明が示した「発病書」から抽出した十二月將と十二支の関係について整理した。また行論の都合上、表1にはアルファベットの記号を付した。なお紙幅の都合上、本論で示した資料間の綴合関係については

表2 「発病書」の十二月将と十二支

推得病日法		推得病時法		相互関係
子	神后	丑	神后	子与丑合
丑	大吉	子	大吉	子与丑合
寅	功曹	亥	功曹	寅与亥合
卯	太冲	戌	太冲	卯与戌合
辰	天剛	酉	天剛	辰与酉合
巳	太一	申	太一	巳与申合
午	勝光	未	勝光	午与未合
未	小吉	午	小吉	午与未合
申	傳送	巳	傳送	巳与申合
酉	從魁	辰	從魁	辰与酉合
戌	天魁	卯	天魁	卯与戌合
亥	徵明	寅	徵明	寅与亥合

※劉永明論文にもとづき整理。

「十」を付記し、文書番号は一点のみを記して、他を省略した。次に表2について付記しておく、発病書の細分類のうち「C. 推得病日法」、「E. 推得病時法」で用いられている占法に見られる十二月将と十二支の関係を示したものである。劉はこの二通りの関係は「月建」と「月将」を合する「六合」の関係によって説明可能とする。またこの「推得病日法」の十二月将と十二支の関係は、隋の蕭吉による『五行大義』に示された六壬式に用いられるものと同じである。⁽¹²⁾

以上が黄正建、ハーバー、劉永明の三者の研究の要点の一部である。いずれの成果も敦煌発病書、P二八五六とP三四〇二Vおよびその異本に関する詳細な分析を示しており、後学に資するところは大きい。

ただ、残存する資料から得られる書写者や持ち主に関する情報は必ずしも十分ではなく、これらの書写者が道教教団に関わる人物であったかどうかはこれまでの検討では不明である。また先述のように唐朝が中央政権に設置した太常寺太卜署でも「発病」に関わる占書と六壬式が用いられていたことや敦煌には占卜に関わる地方機関「州学陰陽」や「伎術院」が設置され、そこで書写された写本の何点かが敦煌文献に含まれているので、⁽¹³⁾そうした機関の占法との関係性も捨てきれないであろう。⁽¹⁴⁾つまり敦煌「発病者」は劉永明が指摘するように「道教の世俗化」を示す史料であると同時に、唐朝という政治権力のもとに管理されていた占卜の世俗化という側面をみることも可能なものと考えられる。

また劉永明は敦煌發病書の殘卷のバリエーションの豊富さ、そしてそこに生じる古文の相互矛盾等から、それが中原伝来のものそのものではないとして、そこに地域性を見いだしているが、他地域に敦煌發病書と類する文献が存在するのか、また存在するとすれば、どのような内容か比較をしてみることも必要と思われる。こうした検討は中国王朝の周辺に伝わった思维方法や世界観がどのように受容されたのかという点でも意義があるろう。

この点でハーバーが敦煌以外の（比較的近接地ではあるが）吐魯番文献から「發病書」とみなされる二点を紹介していることは重要な意味をもつが、ドイツ藏吐魯番文献の概要を示す目録を作成した榮新江は合計四点に「發病書」類の擬題を付している。したがってあらためて吐魯番文献の「發病書」類の確認をする必要があるろう。

また、以上のように發病書（または占病類）の研究は、比較的、形式が整って残存した敦煌發病書P二八五六、P三四〇二Vを中心として異本を位置づけていくかたちで展開され、英仏文献が中心に提示されたが、異本にあたるロシア藏文献の積文はほとんど提示されていなかった。それは多くの研究者が依拠する上海古籍出版社刊行のロシア藏敦煌文献の影印本『俄藏敦煌文献』（全十七冊、一九九三～二〇〇二年）の該当文献の写真と文献番号の提示が不十分かつ不正確であったためでもあった。そうしたなか、二〇〇八年に刊行された李心存等（著）『俄羅斯藏敦煌醫藥文獻輯要』は醫藥文獻の一種としてロシア藏敦煌發病書文獻のほぼ全ての積文をはじめ提示したが、以上の先行研究の成果を活かしておらず、積文や資料全体の理解には多くの問題点が散見される。

以下では、こうした先行研究への批判を念頭におきながら、まずロシア藏敦煌發病書文獻の全試積を提示した上で敦煌發病書の論理を再確認し、その後敦煌以外の發病書に関連する占書との比較をしていくこととしたい。

二 発病書の論理——ロシア蔵敦煌文献を中心に

ここでは断片的であるが故に、やや分析に問題が残るロシア蔵文献（ $\text{P} \times \text{H} 1258$ 、 1259 、 1289 、 2977 、 3162 、 3165 、 3829 、 $506V$ ）および新たにハーバーおよび劉永明によって発病書と見なされた $\text{P} \times \text{H} 5193$ 、 5924 、 6761 、李応存が指摘した $\text{P} \times \text{H} 4253$ （合計十二件）をあわせ、既知のロシア蔵敦煌発病書の釈文として示すものとした。

これらについては後論するように筆者が適切と考えた順に排列し、断片毎に○番号を付した。また筆者が二〇一二年二月に実資料を調査した際にはこれらのおおかたに一連の $\text{P} \times \text{H}$ （「敦煌新」の意味であろう）という新番号がふられていたので併記した。これらはおよそ残片の形態や筆跡などから、同一の冊子体の一部とみられる①～⑨、同一写本の一部として綴合する⑩と⑪、細片である⑫⑬という三グループに分けることができる。

また、筆者は $\text{P} \times \text{H} 4253$ 、 5193 、 5924 、 6761 を実見していないが、それ以外の料紙はいずれも薄くて漉き目（一センチあたり四本）が目立つ粗紙とよんでよいものであった。また①～⑨の料紙のいずれにも片端に糊がついていたとおもわれる黒ずみがあり、元来、冊子（粘葉装）の形態であったことと両面が使用されている断片については各断片のどちらが第一面であるかが明瞭である。料紙はいずれも欠損してはいるが、⑦⑧の欠損は比較的少なく、その大きさは縦一二・五センチ、横九・八センチである。こうした料紙の質や形態などから筆者は張氏帰義軍期、九～十世紀のものと推測する。なお、④は綴合可能な断片 $\text{P} \times \text{H} 1258$ と $\text{P} \times \text{H} 3162$ から成り、新番号は $\text{P} \times \text{H} 1090$ —四である。

① 凡x二九七七 (凡xH一〇九〇一一)

1 天牢鬼鏡圖并推得日法

2 張師天撰

② 凡x三一六五 (凡xH一〇九〇一二)

1 繫、無罪病者自差

2 者因繫速出定

3 病者速差

4 内者因繫、難出訴訟

5 者達差

6 第三牢内者、日繫有罪、單訴

7 病者憂重

③ 凡x一二五八一 (凡xH一〇九〇一三)

1 子日病者不死、何以知之、神后南斗

2 之孫注人命、何以不死、病者

3 手足頭 從

4 人來 神

— Verso —

6 人

7 頭痛及 心腹

8 解謝之、吉。已日小差

9 死在酉日、知之。男輕女重

5 々生

10 寅日病者不死、何以知之。寅者

④ $\square \times$ 三一六二 + $\square \times$ 一二五八一—二 ($\square \times$ H 一〇九〇—四)

— Verso —

1 曹、天上五官注人壽命、以知不死。 (病)

6 辰日病者

2 者嘔逆·下寒·寒熱。崇在丈人、比

7 天罡天上旺吏、主人命、以知大

3 午日小差、申日大差、生死在戌、

8 病者、頭痛小腹脹滿。崇在

4 重女輕、解之、大吉。

9 丈人、解謝之、吉。申日小差、戌日大

5 甲日

10 差、生死在子日、男女俱從外得

⑤ $\square \times$ 一二五八一—三 ($\square \times$ H 一〇九〇—五)

— Verso —

1 巳日病者不死、何以知之。巳者 (太)

8 病者頭痛

2 乙天上南斗之子、注主人命、以知

9 下、崇在丈人

3 死、病者頭痛、飲食不下

10 大差、生死在寅日、女

4 命上土、解謝之、吉。酉日

11 未日病者小厄、何以知之、未者

5 日大差、生死在丑、

12 天上橋女、主侍人命、故知小厄。

6 午日病者、

13 者頭痛、下寒下熱、崇在丈

7 光天上都

14 注鬼、解謝之、吉、亥日小差、丑日

⑥ 卩 x 六七六一

- 1 大差。生死在卯日、女重男輕。□
- 2 申日病者不死、何以知之。申天 □
- 3 送、天上主簿主人命、故之不死 □
- 4 者頭痛手足心腹、崇在丈人 □
- 5 解之者子曰□□寅日大差。崇 □
- 6 死□□、女輕男重。
- 7 □□病□□何以知之、酉者□ □

— Verso —

- 8 魁天上□□長□收人命、故知小困。
- 9 病者頭痛、四支寒熱、崇在丈人 □
- 10 外鬼、解謝之、吉。丑日小降、卯日大差 □
- 11 生死在巳日、男輕女重。
- 12 戌日病者大困、何以知之·戌者□ □
- 13 天上北君注損人命、文案、故知 □
- 14 困、病者頭痛腰背上氣、崇 □

⑦ 卩 x 一二五九 (卩 x H 一〇九〇一七)

- 1 在天神·北君求謝之、吉。寅日小降
- 2 辰日大差、生死在子日、女輕男重。
- 3 亥日病者小厄、何以知之、徵明天□
- 4 南斗之孫、注得人命、故知不死。□
- 5 者頭痛、手足寒熱、□減乍加、崇
- 6 在丈人·北君、求謝之、吉。卯日小降、巳
- 7 日大差、死生在未日、男重女輕。

— Verso —

- 8 推得病日法
- 9 建日病者、犯東方·土公·丈人·索食、祀
- 10 祭不了、有龍蛇為恠、家親所為
- 11 解之、吉。七日差。除日病者、客死鬼□
- 12 為崇、來去有時、耗人財物、令人□
- 13 訟急須安宅、解之、吉·五日差、滿日
- 14 病者、斷後不葬鬼、□人為崇、病者

⑧ Ⅱ x 一二八九 (Ⅱ x H 一〇九〇一八)

— Verso —

- 1 寒熱、解送之、吉。七日小降、十日大差。
- 2 平日病者、西南有造作、犯触神樹
- 3 不葬鬼為之、急謝之、五日小降、七日大
- 4 定日病者、大神并司命鬼為崇
- 5 者心腸脹滿、須謝飼之、吉。七日小降
- 6 十日大差、執日病者、有大神及
- 7 願不賽丈人、將新死鬼為崇、解
- 8 送之、吉。七日小降、十日大差。破日病者
- 9 犯解家廢、竈土公·丈人欲得命
- 10 并星死鬼為之、解送之、吉。五日小降、
- 11 七日大差、危日病者、犯解
- 12 南樹神·丈人嗔責、遺客死鬼
- 13 解謝送、吉。七日小降、十日大差

⑨ Ⅱ x 三二八九 (Ⅱ x H 一〇九〇一六)

— Verso —

- 1 詩曰
- 2 裏氣五鬼憂飛災、不宜買六
- 3 來更忌予喪、升動、土定應
- 4 病損賤財
- 5 絕命禍害百不宜、迎師問病及
- 6 由差往、此 患厄病
- 7 困死無隨
- 8 方背 寅
- 9 財升六畜、孳生万陪定
- 10 天醫之方、宜服藥求師、療病
- 11 惡針灸一切、注其方、先聖
- 12 注定不錯
- 13 黃帝曰、凡人災併之方、名曰
- 14 往來其地、不見死亡

⑩ Ⅱ x 五〇六 V + ⑪ Ⅱ x 五九二四 (一は⑩と⑪の綴合箇所)

- 1 鬼字小光在午地、去舍九十步
- 2 日小除、戌日大差、生死亡忌。丑日・巳日病者不
- 3 病人赤黑色、頭痛、咽喉患、有手
- 4 蹉跌所病見血、崇在養鬼・竈君、不去虛耗 (⑪ Ⅱ x 五九二四)
- 5 字爲孖各(名)阿貴在舍、東雷(南)地去七十步、以一米人、伐送之。酉日
- 6 差・生死亡忌丑日・寅日。午日病者小因(困)、午者一勝光、天上都尉、信教清嚴、故
- 7 知小困不死・其病人赤色、頭噴強直、咽喉一痛、四文不舉、食飲不下、乍寒
- 8 生熱、起臥不安、崇在竈君・丈人・土公一斷後鬼、依山舍南門上、与人爲
- 9 崇、病人狂言恍惚、自視冥冥、鬼字 也、去舍六十步、又去七步。以
- 10 香火蒲人、伐送之、伐日小除 一 未日病者、大厄者天
- 11 上搗女主知人命、故之不死。其患者寒熱一者背痛、心中恍惚、狂言
- 12 大小便難、令人吐送、好食生令、崇在 一神・司命・丈人・土公遣腥死
- 13 鬼、男差女重。鬼字何光、名公神、在辰一地、去舍五十步、以糠米人
- 14 香火伐送、定未日小陰、丑日大差。忌卯日。申一日病者不死、申者傳送、天
- 15 之簿主、生人命。故 不死、病人頭痛寒熱 生來去身體、主瘡見血
- 16 手足燹疼 在北君丈一人 客死鬼・斷後鬼爲崇
- 17 步以 人伐送及 送之

20 19 18

病者困、酉者從魁
痛胸脇腰背
司命・土公

⑫ 卍 x 五 一九三

- 1 男重女輕
2 何以知之、午者

⑬ 卍 x 四 二五三

- 1 知之、丑者
2 以知不死
3 崇在北君
4

- 5 得之
6 解謝之、吉
7 在申
8

— Verso —

ではこれらは既知の断片とどのような関係にあり、それぞれの断片はどのような関係にあるか、先行研究の指摘をふまえて分析していこう。なお、以下で、例えば「⑦・⑧」と表記したものは、⑦ 卍 x 一 二五九の 8 行目を意味する。

まず、ロシア蔵文献の先行研究として J. H. Меньшикова (以下、メンシコフ) による目録が公刊されている。¹⁶⁾

メンシコフは、 $\text{I} \times \text{一} \sim \text{二} \sim \text{五} \sim \text{八}$ (③④⑤)、⑦一二五九、⑧一二八九、①二九七七、④三一六二、②三一六五、⑨三八二九が一連の冊子(粘葉装)の一片で、八〜十世紀のものとするが一部の釈読のみで排列や構成には言及しない。また⑩ $\text{I} \times \text{五} \sim \text{六} \sim \text{V}$ を「驅鬼」の内容とした。

黄正建は、メンシコフが指摘するのと同じ、 $\text{I} \times \text{一} \sim \text{二} \sim \text{五} \sim \text{八}$ 、一二五九、一二八九、二九七七、三一六二、三一六五、三八二九の形態や筆跡からいずれも元来、同綴されていた冊子の一部とみなし、その内容は(I)天牢鬼鏡図と(II)推得(病)日法、(III)推遊年變卦宜忌詩(擬)の三つに分類可能で、そのうち(II)は建除十二日順の占文、十二支順の占文からなると述べる。また⑩ $\text{I} \times \text{五} \sim \text{六} \sim \text{V}$ が占病類であることを指摘した。

劉永明は黄の研究をうけて、新たに⑥ $\text{I} \times \text{六} \sim \text{七} \sim \text{六} \sim \text{一}$ が上述の $\text{I} \times \text{一} \sim \text{二} \sim \text{五} \sim \text{八}$ のグループと関わりあることや、 $\text{I} \times \text{五} \sim \text{一} \sim \text{九} \sim \text{三}$ (⑫)が占病類であることを指摘したうえで、 $\text{I} \times \text{一} \sim \text{二} \sim \text{五} \sim \text{八}$ のグループ(①〜⑨)が(I)天牢鬼鏡図、(II)推得(病)日法、(III)推十二祇得病法、(IV)推遊年變卦宜忌詩(擬)の構成からなっているとした。また $\text{I} \times \text{五} \sim \text{六} \sim \text{V} + \text{I} \times \text{五} \sim \text{九} \sim \text{二} \sim \text{四}$ (⑩⑪)の綴合関係を指摘し、P二八五六の推得病日法と基本的な部分が一致することを確認している。⁽¹⁸⁾

李応存は敦煌医学関連文献として、メンシコフが扱った文献番号の資料以外にあらたに⑬ $\text{I} \times \text{四} \sim \text{二} \sim \text{五} \sim \text{三}$ を「推得病日法残片」とし(しかし、その背面も推得病日法であることには言及しない)、それらの釈文を紹介した点で研究を進展させたが、残念ながら先行研究を参照しているとは思えず、誤読も多い。例えば、②・1を「藥無罪、痛者自差」とし、上海古籍出版社影印本にさえ明瞭に記されている③・10の行末「寅者」を「□□」とし、⑧・10「并星死鬼爲之」を「并新死鬼爲之」とするなどである。なお李応存等が提示した排列を上掲の○番号によって示すと、

①②③④⑤⑨⑦V⑦R⑧(⑥は収録されていない。R、Vは拙論とは表裏を逆にとらえていることを示す)

となる。また、李は⑩Ⅱ×五〇六Ⅴを「驅崇方」と題している。これは上海古籍出版社影印本の命名に依拠したものである。したが、すでに黃正建がP二八五六の「推得病日法」との相似性を指摘しており、あきらかに發病書の類である。次に上掲の史料に用いられている語彙を中心に本資料を分析すると同時に、①～⑬をどのように三種に分けたかという点と同一写本からの脱葉とみられる①～⑨の本来の排列について卑見を示していく。

①・1「天牢鬼鏡図」は、本書のタイトルに当たたる部分。同様の語彙は敦煌文獻内に管見の限り確認できていないが、⁽¹⁹⁾『晋書』卷一一・天文志（『隋書』卷一九・天文志も同じ）に「天牢六星、在北斗魁下、貴人之牢也」とある。「魁」とは北斗七星の頭の部分の四つの星を指す。「図」とあるから、これには北斗七星を記した図などが付属した可能性がある。また②・1「繫無罪、病者自差」（獄に）繫がるるも罪無ければ、病者自ら差（い）ゆ、②・6「第三 牢内者」とあるので、②は「天牢鬼鏡図」の一部と想定され、囚われの身となった貴人の病を占うといった内容と推測される。つまりこの「天牢鬼鏡図」部分はこれまでみてきた占病類とは異なるが、「發病書」に現れる十二神（十二月將）にもそれぞれ天での役割が割り当てられているので、⁽²⁰⁾関連文獻の範疇といえなくもない。なお、『晋書』『隋書』天文志は地上世界が天上世界と連動する宇宙觀（いわゆる天人相関論）を前提に記述されている。

①・1「推得日法」は、本書のタイトルに当たたる部分。⑦・8に「推得病日法」とあるので、おおまかには前半に「天牢鬼鏡図」後半に「推得病日法」を置く構成をとったと判断される。したがって①・1「推得日法」には「病」字が脱していることとみることができる。ただ、実際に料紙の利用方法をみると（上海古籍出版社影印本の写真はあきらかに表裏を混乱している）、⑦・8の面より⑦・1のある面が構成上、先にあるとみられ、⑦・9行からは「建日病者、犯東方土公」とあって、建除の「建」の占文が記され、⑦・3には「亥日病者小厄、何以知之」と十二支最後の「亥」があるから、十二支順の占文の後に、建除順の占文が続いたものとみられる。

したがって、十二支順の占文は、③・1「子日病者不死、何以知之」で始まり、③・10「寅日病者不死」、④・6「辰日病者□□」、⑤・1「巳日病者不死、何以知之」、⑤・11「未日病者小厄、何以知之」⑥・1「申日病者不死、何以知之」、⑥・12「戌日病者大困、何以知之」、⑦・3「亥日病者小厄、何以知之」となり、「丑」「卯」「午」「酉」を欠くのは欠葉、欠字があるためとみられる。⁽²⁾

そして建除の占文は⑦・9「建日病者、犯東方土公」ではじまり、⑦・11「除日病者、客死鬼□」、⑦・14「満日病者、断後不葬鬼」、⑧・2「平日病者、西南有造作」、⑧・4「定日病者、大神并司命」、⑧・6「執日病者、有大神及□」、⑧・8～9「破日病者、犯解家、廢雷宅土公」、⑧・11「危日病者、犯解□」であり、これに続く「成」、「収」、「開」、「閉」の部分の欠いていることになる。

以上によって、欠葉はあるものの、前掲のように①～⑧と排列するのが妥当と考える。問題は⑦・8に「推得病日法」とある理由である。つまり、以上に提示した排列によれば、まず「天牢鬼鏡図」、つづいて十二支順の占文、建除十二日順の占文となる。それは劉の指摘したとおり、(Ⅰ)天牢鬼鏡図、(Ⅱ)推得(病)日法、(Ⅲ)推十二祇得病法の順になるわけだが、「推得病日法」の題名が(Ⅱ)と(Ⅲ)の間にあるのが問題なのである。(Ⅱ)の前にあるならばよいのだが、そうではない理由として推測できるのは、「(右)推得病日法」の意味であったのかもしれない。ただ、これは欠葉部分が見つからない限り、確証は得られない。

また鬼との関係についてみると、「客死鬼」、「不葬鬼」、「新死鬼」、「星死鬼」などの名があがっており、病は鬼の崇りによるという原則で記されている。また⑧・4「定日病者、大神并司命」にみるように、「大神」や「司命」(北斗七星の魁の上方に位置する星座の星のひとつで人命を司る)、そして⑧・9「土公」⑧・12「樹神」のように病に関与する神名があがっているほか、十二神将についても、③・1「神后」、④・1「功曹」、④・7「天罡」、

⑤ 1・2 「**太乙**(一)」⑦・3 「**徵明**」と少なくとも五つが確認可能であり、干支との対応関係はP二八五六の「推得病日法」に同じである(前掲、表2参照。『五行大義』と同じ六壬式の配当)。これはやはり既知の「C. 推得(病)日法」とほぼ同文で、その論理については、「F. 推十二祇得病法」とも近い関係にある。また⑨・1「詩日」ではじまる詩には、⑨・2「五鬼」とあって、病因をなす鬼のことを指すとおもわれるので、⑨を⑧の後に排列した。

次に⑩⑪のグループについて見ていこう。⑩IIx五〇六Vは⑪IIx五九二四と綴合する。この綴合関係はハーバーも劉永明も指摘しているが、残念ながら釈文は示されていない。背面は『俄藏敦煌西域文獻』では「十二月壬氣」と名付けられた二十四節氣の解説となっており、その面の内容からも両断片の綴合が確認できる。この二断片の内容も基本的に「推得病日法」系の占文の構造に通じるところがあり、⑩・2「巳日病者」、⑩・6「午日病者小困」□、⑩・10「未日病者大厄」、⑩・14「申日病者不死」と、十二支順に占文が排列されていることがわかる。また鬼との関係についてみると、⑩・1「鬼字小光」「養鬼」「(鬼)字爲孛各(名)阿貴」「斷後鬼」「鬼字伯□」「鬼字何光、名公神」などのように病因となる鬼をみてとれる。鬼の字(あざな)を書く例はP二八五六(表1参照)にもみられた。また⑩・8「崇在竈君・丈人・土公」「北君」などとあるように、竈神や丈人、土公神、北君(北辰か)のように病に関わる神名もみえる。また十二月将の名として⑦・3「**徵明**」、⑪・14「**傳送**」、⑪・6「**勝先**」などが確認できる。

最後に⑫⑬についてみていくと、いずれも細片ではあるが、使用されている語彙や短文「男重女輕」「崇在北君」「**解謝之**」(解除のこと)は「推得病日法」、「推十二祇得病法」にみられる特徴的なものであり、そこから発病書の一部と判断できる。⑫は写真でみるかぎり背面があるかどうかは不明であるが、⑬は両面に書写されているので、

①～⑨と同じく綴じられていた冊子の一部であった可能性がある。

三 発病書の伝播——ドイツ蔵吐魯番文献と安倍晴明『占事略決』との比較をとおして

既にハーパーが指摘しているようにドイツ蔵吐魯番文献には発病書と思われる断片が含まれており、発病書の類が敦煌以外の地にも伝播していたことをうかがわせる。ただ榮新江が別のドイツ蔵吐魯番文献にも発病書として擬題をつけており、あらためて精査の必要があるろう。

また先述のように、『唐六典』に太常寺太卜署の職掌のひとつとして示された「用式之法」の注に「発病」を占うことがあげられているので、唐の律令制に倣って儀式・法制などを導入した東アジア諸国にこうした占法が伝播した可能性もある。この点ではハーパーがP二八五六「発病書」の「推四方神頭脇日得病法」と安倍晴明撰と仮託されている『簠簋内伝』の「八神吉凶事」（四神を用い、白虎と青龍は頭（首）・脇・足毎に吉凶がわかる点で共通する）比較をおこなっている点²³が注目される。ただ、『簠簋内伝』八神吉凶事の項は必ずしも病に関する吉凶を示したものであるのではなく、発病書が周辺地域にまで影響を及ぼしていたのかどうかを考えるには十分ではない。そこで後半では病に関する占法という点から日本伝来文献との比較を試みることにしたい。

(1) ドイツ蔵吐魯番文献「発病書」の検討

まずは、ハーパーと榮新江が指摘したドイツ蔵吐魯番文献をみていこう。

ハーパーはCh四六八とCh一六一七（V）を発病書の類とする²³。一方、榮新江はCh四六八を「発病書」、C

h一六一七Vを「推十二時得病輕重法」、Ch三一四八とU三八八七に「推得病日法」と擬題を付している。⁽²⁴⁾先述のように「推十二時得病輕重法」「推得病日法」は占病類つまり「発病書」の一種である。なお筆者もドイツ蔵吐魯番文献の各種目録を一瞥のうえで、⁽²⁵⁾数点を実見したが、管見の限りではここにあげられた以外には、発病書と断定できざるもののみつけえなかった。

そこで、ここでは先行研究があげたCh四六八、Ch一六一七V、Ch三一四八、U三八八七が発病書といえるかどうかを検討していくこととしよう。

⑭ Ch四六八 (T II D二八七) 高昌故城出土

- 1 魄、此病來去鬼剪射、病人於
- 2 西北歸(?) 沿之、服黃藥、吉。
- 3 壬申日病、至戊戌日廿七日差。
- 4 甲申日病、至戊子五日差。兵
- 5 法左行十二辰
- 6

榮新江はCh四六八に「発病書(擬)」とし、「P二八五六の「推十干病法」とほぼ同じであるためこの擬題を付した」とするが、⑭・3「壬申日病、至戊戌日廿七日差」のような十干十二支を組み合わせた占文はP二八五六では「推五子日病法」にみられるものである。例えばP二八五六では「戊戌日病、至甲寅日差」のごとくに干支表記

①⑥ Ch三一四八 (T II T三〇〇四) 吐峪溝出土

- 1 午日得病者腰
- 2 胸脇氣滿四發
- 3 不食從外行來
- 4 鬼爲崇竈神不
- 5 許不與朝差莫
- 6 伯夫今在東十

榮新江はCh三一四八を「推得病日法（擬）」とする。これまでみてきた敦煌文献（例：⑥・12「戌日病者大困何以知之」）によれば、「午日得病者」のような記述は、「午日」の項の冒頭の書き出し部分とみられる。2～3行目には症状が記され、4行目には病に関わる神（竈神）が記される。6行目の「伯夫」は鬼の字（あざな）であろう。榮の擬題が適切であろう。

①⑦ U三八八七 (T I D一〇三二) 高昌故城出土

- 1 崇在
- 2 卯日 鬼之
- 3 此病回食之 酉日病

U三八八七の背面は座っている女性と雲(?)に乗った童子が線画で描かれている。「U」はウイグル語文書につけられる分類記号であるが、両面のどこにもウイグル語は書写されていない。したがって、本来、漢語文献として分類されるべき断片とおもわれる。榮新江はU三八八七に「推得病日法」の擬題をつける。「崇在」で病因を表し、「卯日」「酉日」の記述もあることから占病類であることは疑いなく、占法の限定はやや難しいが、榮新江の擬題が適切であろう。

以上のようにドイツ蔵吐魯番文献のうち、Ch四六八、Ch一六一七、Ch三一四八、U三八八七が発病書の類であることを確認したが、Ch四六八については先行研究が「推十干病法」との類似性から発病書と判断したのは適切ではなく、「発病書(推五子日病法)(擬)」とするのが適切と考える。

またこれら四断片から吐魯番発病書の特徴を説明することに限界があるのは当然なのだが、日時 of 十干十二支をもとにして病因となる鬼神とそれに対処(解除)する方法を示す発病書の類が敦煌より遙か西の地である吐魯番にまで到達していたことが残巻の語彙の共通性などから確認できたといえよう。ただ残存部分には十二月将等の記述はみえず、吐魯番に伝わっていた占法が中原や敦煌と比較してどの程度の水準のものであったかは不明である。

(2) 日本伝来文献との比較

では最後に、P二八五六、P三三〇二Vを典型とする敦煌の発病書が中国王朝が支配する以外の地域にどの程度、影響を及ぼしていたのかどうかについて考えてみよう。

このことに関して格好の比較対象となるのが日本の史料、安倍晴明撰と伝わる『占事略決』の占病崇法である。²⁶⁾

謂占崇之大體、以日辰陰陽中凶將言之。神吉將凶、爲有崇鬼。各以神將分別吉凶。又有氣爲神所作、無氣爲鬼所作。用將俱木主社神、用將俱火主竈神、用將俱土主土公及大歲神、上下俱金主道路神、上下俱水主水神。功曹・大衡主氏神又風病、太一・勝先主竈神、傳送・從魁主儻神、或以馬祠神、徵明・神后・太衝・天剛主北辰、天剛主水邊土公、小吉主門井門土公又厨膳、河魁主竈土及丘墓土公、大吉主山神大歲土公又小澤土公、從魁・太一・神后主咒咀、太一主毒藥及佛法、傳送主形像、騰虵主竈神客死鬼、朱雀主竈神及咒姐惡鬼、六合主縛死鬼求食鬼、勾陣主土公廢竈神、青龍主社神及風病宿食物誤、天后主母鬼及水上神、大陰主厠鬼、玄武主溺死鬼乳死鬼、大裳主丈人、白虎主溺死鬼乳死鬼、天空主無後鬼。餘以神將所主決之。

『占事略決』占病崇法によると、その原則は「日辰陰陽中の凶將を以てこれを言う。神は吉、將は凶、崇鬼有りと爲す。各おの神將を以て吉凶を分別す。又有氣、神の作る所と爲り、無氣、鬼の作る所と爲る」とする。また、「功曹・大衡・太一・勝先(光)・傳送・從魁・徵明・神后・天剛(罡)・小吉・河魁・大吉」と十二月將が示され、かつ「騰虵、朱雀、六合、勾陣、青龍、天后、大陰、玄武、大裳、白虎、天空」と十二天將が示され、六壬式で占うことが前提となっている。この十二月將の十二支への配当は『五行大義』に同じである。一方、敦煌発病書に十二天將は確認できないものの、十二月將が示され、その十二支の配当は「推得病日法」の場合、『五行大義』に同じ(表2参照、また本稿で示したロシア蔵文献Ⅱx一二五八グループも同じ)で、六壬式を前提とした占法であったことは前述の通りである。

また『占事略決』占病崇法には「北君・土公・竈神・丈人」の関わりが示されているほか、崇りの原因(病因)となる鬼として「客死鬼・咒姐惡鬼・縛死鬼・求食鬼・母鬼・厠鬼・溺死鬼・乳死鬼・無後鬼」があげられている。一方、前述の敦煌吐魯番「発病書」をみると「北君・土公・竈神・丈人」はもちろん「客死鬼・溺死鬼・無後鬼」

も確認可能な神靈鬼神名であって、その命名法も酷似している。⁽²⁸⁾ただし敦煌発病書の占法は必ずしも六壬式ほどの複雑さを前提としたものばかりでなく、多彩であると同時に雑然としていた。

ではなぜ日本の陰陽道の典籍『占事略決』の一部と敦煌の発病書の原理や用語にこれほどの一致がみられるのか、『占事略決』に関する通説を確認しておこう。

通説によれば、⁽²⁹⁾日本の陰陽道は中国の陰陽五行思想を受容することからはじまったとされる。陰陽五行思想は中国王朝や朝鮮半島の国々の人たちの往来にもなつて、少なくとも推古期には日本にもたらされた。大化の改新後に陰陽寮が設置され「天文・陰陽・曆・漏刻」に関連する事柄を掌った。陰陽寮は太宝令では中務省に属し、その職掌の一部はたしかに唐の太常寺太卜署のそれを踏襲したが、陰陽寮の構成はすでに唐制とは同じではなかった。また『続日本記』巻二〇・天平宝字元年（七五八）十一月勅条には、陰陽生の必読書として「周易・新撰陰陽書・黄帝金匱・五行大義」が挙げられており、いずれも中国伝来の術数書であった。そして『三代実録』の貞観十六年（八七四）五月二十七日の記事によると滋岳川人なる人物が自ら陰陽書を撰したことが知られる。ついで八九一年頃に成立したとされる『日本国見在書目録』五行家の項には『五行大義』や『大唐陰陽書』のほか『六壬雜占』をはじめとした六壬式の典籍等多数の中国伝来の術数書が著録されており、一三世紀後半に編纂された『本朝書籍目録』になると、日本人の手による陰陽道関係の書籍が増えつつあった様子がわかる。そして『占事略決』はこの間の寛弘二年（一〇〇五）に八五歳で卒した安倍晴明の手にかかる典籍とみなされ、晴明没後百年余り後の日記等にはそれが流布していた様子が確認可能であり、伝来は比較的確かとされる。

この『占事略決』について、中村璋八は『日本国見在書目』にみられる『五行大義』と『六壬経』等によつてもとづいてまとめられたと推測しており、⁽³⁰⁾その占法を分析した小坂眞二は、占時の歳・月・日・時刻に配される干支

を基準とした六壬式占が用いられることが前提となっており、六壬式関連の典籍や『黄帝金匱経』、また、請益生として渡唐して八四一年に帰国した春苑玉成が持ち帰った知識などもその源となったと想定する。^①

ただこのように『占事略決』は中国の占法の影響を受けていることを前提とされながらも、その取捨選択は日本独自のものであり、「様々な神霊の仕業に求める日本の思考」^②による部分があるともみられてきた。しかし、以上のように敦煌吐魯番文献の発病書を検討していくと、すくなくとも『占事略決』占病崇法についてはその基本原理だけでなく、崇りの主体となる様々な神霊の存在さえ、中国の中原に由来する占法から整理・抽出されていた様子だろうかができる。敦煌吐魯番文献にみられる発病書と同系統の写本が日本に将来されていた可能性は少ないと思われるが、日本へ将来された陰陽書所引の典籍が敦煌や吐魯番の占法にも影響を与えていたものと同一であった可能性は十分あるといえるだろう。具体的な書名としては史料上にみあたらないが、律令制下の陰陽寮で用いられた占法に唐の太常寺太卜署で用いられていた「発病書」類の影響があり、それが『占事略決』占病崇法に継承されている可能性が指摘できよう。

以上のことから、こうした文献に「日本的」独自性や受容後の変遷のありかたをみきわめるには、今後、中国の古文献とのさらなる比較・研究が不可欠であり、逆に敦煌や吐魯番に運良く残存した発病書から敦煌の地域性や独自性を見いだすには、中国以外の周辺地域に拡散した中原文化のありようとの比較が不可欠だといえる。^③そして失われた中原文化のありかたにまで遡源するには、この両者を絶えず行き来するのが捷徑となると思われる。

おわりに

以上に述べてきたことをまとめると以下のようになる。

- (1) 敦煌文献「発病書」(占病類)として、P二八五六、P二九七八V、P三〇八一、P三〇八一V、P三四〇二V、P三五五六V、P四七三三V、S一四六八、S六一九六、S六二二六、S六三四六、 Πx 五〇六V、 Πx 一二五八、 Πx 一二五九、 Πx 一二八九、 Πx 二九七七、 Πx 三二六二、 Πx 三二六五、 Πx 三二八九、 Πx 四二五三、 Πx 五一九三、 Πx 五九二四、 Πx 六七六一、 Πx 六七六一V、羽一五(計二四件。両面とも発病書であるもの、枝番号がわかれるものは、いずれもあわせて一件と数えた)をあげることができる。

- (2) ロシア蔵敦煌文献の「発病書」は「天牢鬼鏡圖并推得日法」と題した同一の粘葉装の残葉である Πx 二九七七、 Πx 三一六五、 Πx 一二五八一、 Πx 三一六二+ Πx 一二五八一二、 Πx 一二五八一三、 Πx 六七六一、 Πx 一二五九、 Πx 一二八九、 Πx 三二八九(想定される本来の排列順、「+」は綴合関係)を第一グループとし、 Πx 五〇六V+ Πx 五九二四が第二グループをなし、そのほか帰属不明の細片、 Πx 五一九三および Πx 四二五三が存在する。

- (3) ドイツ蔵吐魯番文献のうち、Ch四六八、Ch一六一七、Ch三二四八、U三八八七の四件が先行研究の指摘通り、発病書であることが確認できた。ただしCh四六八について先行研究が「推十干病法」との類似性から発病書と判断したのは適切ではなく、「発病書(推五子日病法)(擬)」とするべきである。

- (4) 安倍晴明撰『占事略決』は「様々な神霊の仕業に求める日本的思考」を見出すことが可能な典籍と考えられるが、すくなくとも『占事略決』占病崇法の神霊名等はあきらかに敦煌吐魯番「発病書」のそれと酷似しており、

占法の基本原理のみならず、神霊による世界観についても中国からの影響がみうけられる。これを変容させていく日本の思考をみきわめていくためにも、今後、敦煌吐魯番文献研究の一層の進展がのぞまれよう。

註

- (1) 黄正建『敦煌占卜文書与唐五代占卜研究』（学苑出版社、二〇〇一年）。（一三六～一四六頁、黄正建「雜占章」（張弓（主編）『敦煌典籍与唐五代歷史文化』（下卷）、（中国社会科学出版社、二〇〇六年）。
- (2) Harper, Donald, Iatromancie. In Kaimowski, Marc. (ed.) *Divination et societe dans la Chine medievale*. 2003. Paris. BnF. Harper, Donald, "Dunhuang Iatromantic Manuscripts: P. 2856 R and P. 2675 V". In Vivienne Lo and Christopher Cullen (ed.) *Medieval Chinese Medicine: The Dunhuang Medical Manuscripts*. 2005. London. Routledge.
- (3) 劉永明「敦煌道教的世俗化之路——敦煌『発病書』研究」（『敦煌学輯刊』二〇〇六年第一期、鄭炳林（主編）『敦煌婦義軍史研究四編』三秦出版社、二〇〇九年、五〇〇—五三二頁、に収録。以下では本論文については『四編』の頁数を示す）。劉永明「日本杏雨書屋藏敦煌道教及相關文献研讀札記」（『敦煌学輯刊』二〇一〇年第三期、二〇一〇年）、なお筆者は杏雨書屋が『敦煌秘笈・影片冊一』を公開後に杏雨書屋研究奨励「敦煌本『新修本草』の研究」をうけたのに伴い、羽一五を実見調査した。劉氏の分析が的確と考えている。
- (4) 荣新江（編）『吐魯番文書総目——欧美收藏卷』（武漢大学出版社、二〇〇七年）。
- (5) 李応存・李金田・史正剛『俄羅斯藏敦煌医薬文献輯要』（甘肃科学技术出版社、二〇〇八年、一二四～一三七頁）。
- (6) 科学研究費・若手研究（B）「唐五代期における実用典籍の読者層の研究——中国西北出土古文獻を中心に（代表者：岩本篤志、研究課題番号：二一七二〇二五七）」二〇〇九～二〇一一年による調査の一環であった。
- (7) 前掲、黄『敦煌占卜文書与唐五代占卜研究』三三～三六頁。
- (8) Harper, 2003. op. cit. pp.471-493, pp.498-507.
- (9) なお、P四七三二Vはハーバーのみが発病書の断片であると指摘している。Harper, 2003. op. cit. p.504. ハーバーは

「推得病時法」に分類できるP二八五六とS六三四六の語彙との共通性を指摘しており、その点は同意できるが、「丑未日」という語彙からすれば「時法」でなく「日法」であろう。「推得病日法」または「推五子日病法」の一部と推測する。また、P二八五六の各占法の見出しのうち、拙論表1のF-Hにあたる見出しの冒頭に「右件」とあるので、通例であれば前行までの内容の見出しということになるが、ハーパーは書写者の誤りであると理解している。Harper, 2003, op. cit., p.500. 従うべき見解であろう。

(10) 前掲、劉「敦煌道教世俗化之路——敦煌『発病書』研究」。このほかにP二八五九『五兆要訣』、北新八三六『逆刺占』、北新八七五『占八卦人來卜法』に占病法である「占十二時來法」が見いだせることも指摘している。劉永明「敦煌占卜与道教初探——以P二八五九『五兆要訣』為核心」（『敦煌學輯刊』二〇〇四年第二期、前掲、『敦煌帰義軍史研究四編』五八四—六〇一頁、所収）。

(11) 「発病書」の鬼神、十二月将については特に劉永明「敦煌占卜文書中的鬼神信仰研究」、(『敦煌写本研究年報』第五号、二〇一一年)に詳しい。またこの劉論文は敦煌発病書の基本資料であるP二八五六について相当な分量を釈読して示している。なお「発病書」を含む敦煌文献全般に出現する神霊・鬼神については、余欣『神道人心——唐宋之際敦煌民生宗教社会史研究』（中華書局、二〇〇六年）に詳しい。拙稿「書評・余欣著『神道人心——唐宋之際敦煌民生宗教社会史研究』（中華書局、二〇〇六）——新しい中国「中世史」研究の試み」（『西北出土文献研究』第四号、二〇〇七年）がある。

(12) 前掲、劉「敦煌占卜文書中的鬼神信仰研究」二〇—二二頁。なお『五行大義』は『玄女式経』を引用して十二月将を説明している。

(13) 伊藤美重子「敦煌のさまざまな学校」(同『敦煌文書にみる学校教育』汲古書院、二〇〇八年)。

(14) 拙稿「敦煌占怪書『百怪図』考——杏雨書屋蔵敦煌秘笈本とフランス国立図書館蔵本の関係を中心に」(『敦煌寫本研究年報』第五号、二〇一一年)でも同様の推測をした。鬼を病因とし、それを撃退する技術を示すというのは、菊池章太「神呪経研究」(研文出版、二〇〇九年)や佐々木聡『女青鬼律』に見える鬼神観およびその受容と展開」(『東方宗教』第一一三号、二〇〇九年)に詳述されているように、東晋頃の成立とされる道教経典『女青鬼律』や『洞淵神呪経』

などにもみられる。しかし、それら經典においては出現する鬼神間に体系性が見いだされ、「道」「天師」など道教教団の存在と関連づけるような語彙が頻出する一方で、敦煌発病者にはそうした語彙は見られない。劉永明は敦煌発病書に用いられている「天帝使者」「北斗」「南斗」の語彙等に道教由来の要素を見いだしているが、經典類と比して体系性に乏しいことは否めないと思われる。

- (15) 前掲、李『俄羅斯藏敦煌医薬文獻輯要』二二四～二二七頁。
- (16) 孟列夫(編)『俄藏敦煌漢文写卷叙録』(上海古籍出版社、一九九九年)六二〇～六二二頁。(原書:Л. Н. Меньшикова, *Описание китайских рукописей дунхуанского фонда Института народов Азии, Москва, 1963*)
- (17) 前掲、黄『敦煌占卜文書与唐五代占卜研究』一四二頁。
- (18) 前掲、劉『敦煌道教的世俗化之路—敦煌「発病書」研究』五〇二頁。
- (19) 「天牢」については、日本の陰陽道文獻の『篋篋内伝』第二に「天牢神日」、第三に「推天牢日事大吉也」という記述がある。(中村璋八『日本陰陽道書の研究(増補版)』汲古書院、二〇〇〇年、二六六・二九九頁)
- (20) 前掲、「敦煌占卜文書中の鬼神信仰研究」二二頁の表を参照。
- (21) 「酉」は⑥・7の欠字部分に入ると想定可能である。
- (22) 『篋篋内伝』「八神吉凶事」については、前掲、『日本陰陽道書の研究(増補版)』を参照した。
- (23) Harper. 2003. op. cit. p.477.
- (24) 前掲、栄『吐魯番文書総目——欧美收藏卷』三八、一三五、二五五、六二八頁。
- (25) 前掲、栄『吐魯番文書総目——欧美收藏卷』、栄新江「德国『吐魯番取集品』中の漢文典籍与文書」〔『華学』三、一九九八年〕、小口雅史(編)『在ベルリン・トルファン文書の比較史的解析による古代アジア律令制の研究』(科研費報告書、二〇〇八年)に先行目録をふまえた総合目録が収録される。なお正規版はWebでデータベースとして公開されている。(http://aterui.hosei.ac.jp/oguchi/berlin/)
- (26) 前掲、中村璋八「占事略決について」(同『日本陰陽道書の研究(増補版)』、五六～五七頁)に依拠してテキストを提示した。なお、山下克明『陰陽師再考』、(同『平安時代の宗教文化と陰陽道』、岩田書院、一九九六年)に占病崇法を整理した。

理した表が載るほか、小坂眞二『占事略決』翻刻 付参考史料」(同『安倍晴明撰『占事略決』と陰陽道』汲古書院、二〇〇四年、二四四～二四六頁)に翻刻とあわせて詳細な関連史料が付されている。

(27) 前掲、山下『平安時代の宗教文化と陰陽道』、五〇頁。病事占で病因が特定された後の治病法について、当時の日記類からその例をとりだしている。敦煌術数文献の理解の上でも示唆的な内容と思われる。

(28) 前掲、菊池『神呪経研究』や佐々木『女青鬼律』に見える鬼神観およびその受容と展開」に一部例示されている『女青鬼律』や『洞淵神呪経』の神霊鬼神名に共通するものが見られる。

(29) 村山修一『日本陰陽道史総説』(塙書房、一九八一年、二六～一三八頁、前掲、中村『日本陰陽道書の研究』(増補版)二二五～三八頁および同『大唐陰陽書』考』(同所収)五七三～五八〇頁、同『陰陽道の史的発展』(同所収)五九二～六〇七頁のほか、山下克明『陰陽道の典拠』(前掲、同『平安時代の宗教文化と陰陽道』所収)、六三～九七頁を参照した。

(30) 前掲、中村『占事略決について』による。

(31) 前掲、小坂『安倍晴明撰『占事略決』と陰陽道』。日本の陰陽書に引用された多数の六朝隋唐期の典籍佚文の収集作業をふまえて『占事略決』との関係を探求している。なお、占病崇法については、同『雑事占とその『神枢靈轄経』との関係』(前掲『安倍晴明撰『占事略決』と陰陽道』所収)一四三～一四八頁、に「典拠書を知る手がかりとなりそうなものはなさそうであるが、奈良時代に整備され、その後の崇法の規準となったものに近いように思われる」、また「本記の鬼神観は、中国のもの、それも、六朝期段階ころのものを伝えているようである」としている。

(32) 前掲、山下『平安時代の宗教文化と陰陽道』、三〇頁。

(33) 「異国の文化の受容とその展開はそれを受容する側の諸条件の上に成り立ち、その過程で様々な選択と変容をとまなうことに留意すべき」(前掲、山下『陰陽師再考』)という指摘は日中相互の史料を比較していく際に重要であろう。

※本稿は科学研究費・基盤研究(B)「学界未利用の在東欧・北欧所蔵西域出土文書を用いた、東アジア新古文書学の創造的研究」(代表者：小口雅史、研究課題番号：二四四〇一〇二六)の成果の一部である。

（二〇二二年十二月十二日受理、二〇二二年十二月十九日採択）

